

マテリアル先端リサーチインフラ 令和 6 年度試行的利用制度実施要領

【制度の狙い】

文部科学省マテリアル先端リサーチインフラ（ARIM）では、我が国のマテリアル革新力の一層の強化を目的に、最先端設備の共用、高度専門技術者による技術支援に加え、設備利用に伴って創出されるマテリアルデータの利活用の促進を目指しています。本制度では、多くの研究者の方々に共用設備をご利用いただくことにより我が国のマテリアル革新力の強化を図るとともに、イノベーション創出のための新しい芽の発掘や独創的な研究開発に取り組んでおられる若手研究者や中小・スタートアップ企業を支援するために、共用設備の利用料と支援機関への旅費の補助を行います。

【申請の条件等】

過去にナノテクノロジープラットフォーム事業または ARIM 事業による共用設備の利用をしたことがない若手研究者または中小企業・スタートアップ企業に所属する研究者であるとともに、申請される利用課題により今後も ARIM 事業の利用につながる可能性があると見込める課題を対象としています。併せて、令和 6 年度能登半島地震に被災された方々に対しては、既に ARIM 事業による共用設備をご利用いただいたことがあっても、ご応募いただけます。

1. 申請条件

(1) 以下の条件を満たす研究者であること

- 1) 利用する支援機関以外の研究機関等に所属する利用課題の代表者（筆頭研究者）であって、これまで ARIM 事業による共用設備の利用経験がなく、申請される利用課題により、今後も ARIM 事業の利用につながる可能性があると見込めること研究者のうち、以下のいずれかに該当すること。

a. 令和 6 年 4 月 1 日において 40 歳未満であること

b. 資本金の額または出資の総額が 3 億円以下、もしくは従業員数が 300 名以下の企業に所属していること

ただし、次のいずれかに該当する企業は除く

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業

- 2) 令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震による災害により災害救助法施行令第 1 条第 1 項各号のいずれかに該当する被害が発生した市町村に所在する事業所等に所属する研究者であること

なお、ここで言う「研究者」には学部生および大学院生は含まない。

(2) 利用形態

ARIM 事業における利用形態のうち、機器利用、技術補助または技術代行のいずれかで、かつ、共用設備の利用により創出されるデータの提供に同意するものに限る。

(3) その他条件

- 1) ARIM 事業の業務従事者は申請することはできない
- 2) 目的が同一である利用課題であっても、複数の支援機関の共用設備を利用する場合は複数件の応募を可能とする

2. 補助金額

本制度による補助の対象は、支援機関における ARIM 事業に登録した共用設備の利用料金であるが、遠隔地（鉄道による移動距離で 100 km 以上を伴うものに限る）からの移動を必要とする場合は旅費も補助の対象とする。また、補助金額は申請 1 件につき税込み 20 万円を上限とするが、これは利用料金および旅費の見積もり額の合計であり、このうち、旅費については 5 万円を上限とする。

注 1) 補助金額の上限が税込み 20 万円であって、利用課題の総利用額が 20 万円を超えたとしても、利用者の自己負担等により賄う場合には問題ない。ただし、申請書の経費内訳には税込み 20 万円以内となるの見積もりを記載すること。

注 2) 同一の利用者が複数件の課題を申請することは可能だが、補助金額の合計は税込み 20 万円を上限とする。

注 3) 旅費の補助については、国立研究開発法人物質・材料研究機構の旅費規程に従って支給する。

3. 申請方法

- (1) 利用者が利用を希望する共用設備を管理する支援機関と具体的な利用内容を相談し、支援機関が申請条件等に合致すると認める場合、利用者は別紙様式 1 を用いて、マテリアル先端リサーチインフラセンターハブ試行的事務局 (arim-trial_use@nims.go.jp) 宛に申請書を提出すること。なお、試行的利用課題として承認される前に利用が開始された場合は補助の対象としないので、注意すること。
- (2) 利用課題の申請時期は随時可能であるが、おおむね令和 7 年 2 月末日を提出期限とする。ただし、令和 6 年度の日付の請求書が発行できることが条件となるため、請求書の発行については支援機関に確認すること。なお、3 月の日付の請求書の場合、翌年度の支払いとなる場合がある。
- (3) 補助の可否は申請順に判断することとしており、本制度に係る予算の総額に達した場合は、上記の提出期限以前でも募集を終了する場合がある。

4. 採否通知

申請のあった利用課題については、ARIM 事務局による審査を行う。審査期間はおおむね 2 週間程度を予定しているが、多数の申請が同一期間にあった場合は、審査期間が延長する場合がある。

採否通知はマテリアル先端リサーチインフラセンターハブより、申請者および支援機関代表者宛に通知する。

5. 利用終了後の手続き

- (1) 利用者は、速やかに別紙様式 2 を用いて実施報告書をマテリアル先端リサーチインフラセンターハブ宛に提出すること。なお、本制度に基づく実施報告書は ARIM 事業の利用報告書とはみなされないので、注意すること。
- (2) 支援機関は、利用実績に基づいて算出して請求書を作成し、マテリアル先端リサーチインフラセンターハブ宛てに請求すること。なお、研究の進展等により利用料金が当初の見積もりと異なる場合には、金額の増減に関わらず、「経費内訳変更理由書」を提出すること。ただし、補助金額は税込み 20 万円が上限であることは変わらないことから、請求書の作成時に注意すること。センターハブは請求書に基づいて支援機関に支払いを行う。
- (3) 利用計画によって支払いを複数回に分けて行う必要がある場合には、支援機関はマテリアル先端リサーチインフラセンターハブ試行的利用事務局 (arim-trial_use@nims.go.jp) に連絡し、具体的な方法について合意を得ること。
- (4) 申請に伴って提供された個人情報については、本制度を運用するために必要な範囲においてのみ利用される。ただし、採択された利用課題に係る申請者の氏名、所属機関、支援機関担当者氏名、申請課題名等が利用報告書とともに公開されることについては、その他の ARIM 利用課題と同一である。